

和歌山県産品推奨制度「和歌山一番星アワード」

2025年度 募集要領

1 制度の目的

「選び抜かれた県産品を全国、そして世界へ届ける」というビジョンのもと、優れた県産品を厳選して認定し、『和歌山一番星アワード』認定商品として全国及び世界に向けて推奨することにより、県内事業者の技術及び県産品の品質の向上並びに県産品の創造を促進し、もって県内産業の持続的発展に資することを目的として実施する制度です。

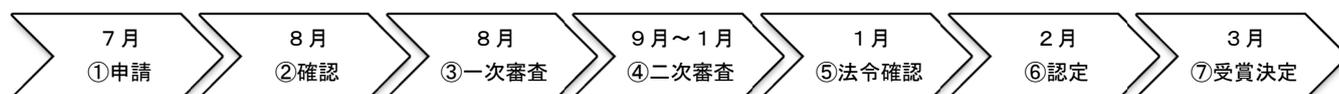
加工食品及び産業製品（生活雑貨や工芸品など）について、「和歌山県内で製造されたもの／安心・安全を重視したもの」を基本としながら、下記評価軸を基に審査（評価）し、認定します。

- ①「共感性」：消費者や取引先が共感できる背景や納得できる販売実績等があること。
- ②「独自性」：素材や原材料、製造工程等に独自のこだわりがあること。
- ③「可能性」：将来にわたり持続的な製造が可能であり、販路の拡大や自社商品の情報発信等に意欲的であること。

2 認定によるメリット

- 認定商品に、「和歌山一番星アワード」のロゴマークを表示していただきます。
- 「和歌山一番星アワード」公式WEBサイトやSNSなどの各種広報媒体を活用し、周知します。
- 県アンテナショップ「わかやま紀州館」と連携した販売促進や各種商談会、展示会など様々なイベントにおいて、直接、消費者や流通事業者などへ認定商品の情報発信を行い、認定商品の販路が拡大されるようプロモーションを行います。

3 認定までの流れ （※時期については現時点での予定です。進捗状況等により変更となる場合もあります。）



- ① 各事業者からの申請を受け付けます（「和歌山一番星アワード」公式WEBサイト上での電子申請のみ）
 - ② 事務局にて申請者及び申請商品が資格要件を満たしていることを確認します。
 - ③ 和歌山県推奨県産品審査委員会に審査を付託し、申請商品の一次審査（※）を行います。
 - ④ 一次審査を通過した申請商品の二次審査（※）を行います。
 - ⑤ 二次審査を通過した申請商品（認定候補商品）について、関係法令に基づき、法令確認を行います。
 - ⑥ 和歌山県知事が「和歌山一番星アワード」として認定します（約20商品程度）。
 - ⑦ 認定商品の中から、グランプリ及び準グランプリ等を決定するイベントを開催します（予定）。
- ※ 申請商品については、一次審査（申請情報に基づく審査）と二次審査（現物審査）を予定しています。

4 申請者資格

県内に住所のある事業者で、県内で県産品を製造している方(県産品に製造者として表示していること)。

ただし、以下の場合も申請することが可能です。

- ・ 県外に住所のある事業者で、県内で県産品を製造している方(県産品に製造者として表示していること)。
- ・ 県内に住所のある事業者で、自身が企画した県産品の製造を委託している場合で、販売者として県産品に表示をしている方。

5 申請商品の条件

申請は、**加工食品及び産業製品(生活雑貨や工芸品など)**に限ります。(生鮮物は対象外)

また、**1事業者につき1商品**(※)とし、次の(1)～(3)の全ての条件を満たしていること。

(※)単品商品もしくはセット商品(セット商品のみで販売しているものに限る。単品で販売されている商品の詰め合わせは申請不可)

- (1) 県内で製造した商品であること。(ただし、店内飲食にて提供のみの商品を対象外)
- (2) 継続的に製造及び販売されていること。(一点もの、期間限定商品を対象外)
- (3) 製造、販売及び表示に係る各関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。

ただし、次のいずれかに該当するものは申請対象外とします。

- ・ 他の製品の生産過程に投入されるもの(例:ネジなどの部品、生地などの中間素材)
- ・ 最終消費者が購入できないもの(B to B商品、工業用機械類など)
- ・ 2025年3月31日時点で1年を経過する販売実績がないもの
- ・ 未加工状態の生鮮物(農産物、水産物、畜産物、野生鳥獣肉、特用林産物)
- ・ 木材、樹木、草木、種苗
- ・ 公序良俗に反すると認められるもの
- ・ 美術品、骨董品又は奢侈と認められるもの
- ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器
- ・ 他の特許登録品と同一又は明らかに模造品と認められるもの

※申請又は認定後であっても、申請者資格や申請条件を満たしていないことが判明した場合は、申請又は認定を取り消します。

6 申請方法

(1) 申請受付期間

2025年7月1日(火)～2025年7月22日(火)

(2) 申請方法

申請は、「和歌山一番星アワード」公式WEBサイト内『申請フォーム』から申請してください。

※紙媒体やメールによる申請は受け付けません。必ず『申請フォーム』から申請してください。

(3) 申請情報

●申請者情報、申請商品情報

- ・申請フォームの全項目を入力してください。(申請項目は下記参照)
- ・申請情報等は審査の際、審査員が商品の特徴などを理解する唯一の情報となりますので分かりやすく簡潔に記載してください。
- ・申請受付後、申請情報等の内容確認のため必要に応じて問い合わせることがあります。

申請フォームに入力いただく申請情報の項目 (予定)
●事業者に関する情報
事業者名、事業者住所、製造所の所在地
代表者名、担当者名
各連絡先 (電話、FAX、Mail)、各 SNS アカウント
創業年月日、法人設立年月日
資本金、従業員数
売上高 (年間)、経常利益 (年間)
事業概要
過去の法令違反、重大事故の確認
●申請商品の概要
申請商品名
規格 (販売数量単位、希望小売価格、販売開始年月日)
市場別実績 (県内、近畿圏、首都圏、その他のシェア)
製造体制 (従事者数、出荷可能量)
製造及び販売実績 (当年度及び過去三カ年の製造量及び販売額)
主な販売先
●商品特性／製造者としての想いや創意工夫について
商品特性 (総括的なアピールポイント、受賞歴など)
原材料 (県内産の使用や原材料選びのこだわり、高品質や安全確保に関する取組など)
製造方法／造形 (発案や改良に係る苦労話や、歴史や伝統などを活かした製造方法など)
製造工程 (製造及び品質管理工程や衛生管理に関する取組など)
製造工程 (環境対策や時代のニーズ、トレンドへの配慮など)
●販売計画 (戦略)
消費者や取引先への情報発信 (SNS 等の活用) の取組
「和歌山一番星アワード」に認定された場合の販売計画
製造量の安定 (拡大) に関する取組
●その他
環境対策への取組や社会貢献、地域貢献に関しての取組

●添付（アップロード）資料

・申請情報の入力とあわせて、下記①～④の写真データを添付（アップロード）してください。

①商品の写真（正面、上部、側面）

- ・パッケージ及び商品そのもの（中身）が良く分かるもの
- ・パッケージ記載文字も確認できるよう鮮明に撮影してください

②商品説明書等の写真

- ・中入れ紙、チラシ、その他広報物など
- ・表面及び裏面など情報記載箇所の全て
- ・記載文字が確認できるよう鮮明に撮影してください

*加工食品を申請する場合

③食品一括表示と賞味期限が記載された箇所（食品表示ラベル）の写真

④原材料使用割合を記載した資料の写真

（４）審査用商品サンプル

※申請時点での提供は不要です。

一次審査を通過した申請商品については、後日、提供いただく期日及び送付先等をお知らせします。

7 審査、認定

（１）審査方法

外部の有識者で構成する「和歌山県推奨県産品審査委員会」（以下、「審査会」）に審査を付託します。

- ①申請多数の場合は、申請情報を基に一次審査を行います。
- ②一次審査を通過した申請商品については、現物審査を行いますので、追って指定する期日までに商品サンプルを提供していただきます。

【商品サンプル提供について】

- ・食品は冷蔵、冷凍など必要な処理をした上で、15人分程度を送付していただきます。（審査実施に際しての調理は事務局にて行います。）
- ・現物審査に関する費用（梱包、配送、商品の提供など）は、各申請者で負担していただきます。
- ・商品の返却は原則行わず、返却希望の際は着払いとなります。
- ・指定期日までに商品の提出が間に合わない場合は審査対象外となります。
- ・審査会における、申請者によるプレゼンテーションはありません。

（２）認定基準

以下の認定基準①～③に基づき審査し、認定商品を決定します。

①共感性	消費者や取引先が共感できる背景や納得できる販売実績等があること。
②独自性	素材や原材料、製造工程等に独自のこだわりがあること。
③可能性	将来にわたり持続的な製造が可能であり、販路の拡大や自社商品の情報発信等に意欲的であること。

(3) 法令確認

現物審査を通過した商品については、各種法令確認を実施します。あらかじめ遵守できていることを確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

※詳細は、別添「法令確認について」をご確認ください。

(4) 認定商品の公表

認定された商品は「和歌山一番星アワード」公式WEBサイトで公表します。

(5) 認定の有効期間

5年間、「和歌山一番星アワード」認定商品となります。

(2025年度認定商品は、2030年度末まで認定商品として推奨を行います)

(6) 賞(グランプリ等)の選定

認定商品の中からグランプリ及び準グランプリ等を選定します。

認定商品決定後、受賞商品を決定するためのイベントを開催予定です。(審査委員会において受賞候補商品を選定します。候補商品の申請者にはプレゼンテーション等を実施していただく予定です)

8 事業者向け説明会

下記日程において、説明会を開催します。申請を検討されている方をご参加ください。

※申請にあたり、説明会への参加は必須ではありません。(不参加でも申請は可能です。)

〈紀南会場〉

2025年6月19日(木) 14:00~15:30 (定員90名)

西牟婁振興局 4階 大会議室 (田辺市朝日ヶ丘23-1)

〈紀北会場〉

2025年6月20日(金) 14:00~15:30 (定員120名)

県民文化会館 3階 特設会議室 (和歌山市小松原通1-1)

* 先着順。参加希望の方は事前に「和歌山一番星アワード」公式WEBサイトから申し込みください。

※公式WEBサイト開設日(5月1日)から受付(各開催日の5日前までに申し込んでください)

9 問い合わせ

和歌山県 商工労働部 企業政策局 企業振興課 / 工藤、橋戸

TEL : 073-441-2841

Mail : e0610001@pref.wakayama.lg.jp

10 「和歌山一番星アワード」公式WEBサイト

※開設日 2025年5月1日(木)

<https://ichibanboshi.pref.wakayama.lg.jp>



【別添】

法令確認について

審査を通過した商品については、下記関連法令に遵守できているか確認を行います。

各法令が遵守できていない場合は認定いたしませんので、日頃より法令遵守に努めていただくとともに、申請時点において、各種法令を遵守できているのか、自ら確認をお願いします。

※関係法令①～⑤については、申請時に添付(アップロード)していただく写真データ（商品パッケージ、各広報物、食品表示ラベルなど）及び本県管理データにて確認を行います。

添付していただく写真データについては「和歌山一番星アワード」2025年度募集要領の「6 申請方法（3）申請情報」をご確認ください。

※関係法令⑥については、審査通過後に、本県から改めて確認資料のご提出を依頼します。

■関係法令について

①【食品表示法】 所管機関：保健所、生活衛生課
食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。食品表示法第4条にて策定されている食品表示基準に基づいた表示を行うことが必要です。また、経過措置期間が設けられている表示については、期日までに適正な表示を行ってください。
②【健康増進法】 所管機関：保健所、生活衛生課
食品として販売するものに関して広告その他の表示をする場合、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示は禁止されています。
③【医薬品医療機器等法】 所管機関：保健所、薬務課
「病気の診断、治療又は予防、身体の構造又は機能に影響を及ぼす」、「塗布するなどして身体を清潔にし、美化し、魅力を増す」などの効能効果を「標榜する（容器、包装、添付文書等の表示物など）」ものは、「医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等）」とみなされます。医薬品医療機器等法に基づく許可なく、「医薬品等」を製造販売することはできません。
④【不当景品類及び不当表示防止法】
所管機関：県民生活課（飲食料品に関するものを除く）、生活衛生課（飲食料品に関することに限る）
消費者の利益を保護するため、消費者を惑わす過大な景品類の提供や、うそ、大げさな表現等消費者をだますような表示は、禁止されています。
■優良誤認表示（品質、規格その他の内容についての不当表示）
①実際のものよりも著しく優良であると示す表示
②事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示
■有利誤認表示（価格その他の取引条件についての不当表示）
①実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示
②実際はそうではないのに競争事業者のものよりも著しく有利であると誤認される表示

⑤【計量法】所管機関：商工企画課 ※確認資料：定期検査受検名簿（※本県管理リスト確認のため提出不要）

計量法において、特定商品の販売の事業を行うものは、「特定商品の販売に係る計量に関する政令」で定める誤差の範囲を超えないよう正確に計量する義務があり、また特定商品を密封する場合は内容量並びに表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければなりません。

なお、適正な計量の実施を確保するために取引の証明に使用する計量器は2年に1度の定期検査受検の義務が課せられます。

⑥【食品衛生法】所管機関：保健所、生活衛生課

●提出資料【※審査通過後に提出していただきます】

食品事業者は HACCP に沿った衛生管理の実施が必要です。審査を通過した食品事業者様には HACCP の実施状況を確認するため、下記書類①～④のいずれかをご提出いただきます。

①和歌山県 HACCP システム認証制度の認証書（写）

②和歌山県食品衛生管理認定制度（旧制度）の認定証（写） 【区分3以上】

③民間審査機関による認証（FSSC22000、ISO22000、JFS、SQF等）もしくは日本食品衛生協会「食の安心・安全五つ星事業」を取得していることを証する書類（写）

④食品衛生監視票（写）（85点以上かつ発行日から1年以内のもの）

食品衛生監視票は保健所が発行する書類です。お手元がない方は、所轄の保健所に交付を申請してください（別途手数料が必要です）。

食品衛生監視票について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001298092.pdf>



(注意)

上記は代表的な法令であり、これら以外にも各商品によって関係法令がございますので、該当する全ての法令について必ずご確認ください。

審査通過商品に応じて、上記以外の法令に関しても確認する場合がありますので、本県から依頼する確認用資料のご提出をお願いします。